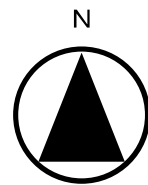
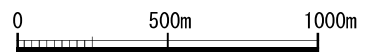


凡 例

- 対象事業実施区域
- ▨ 特別緑地保全地区

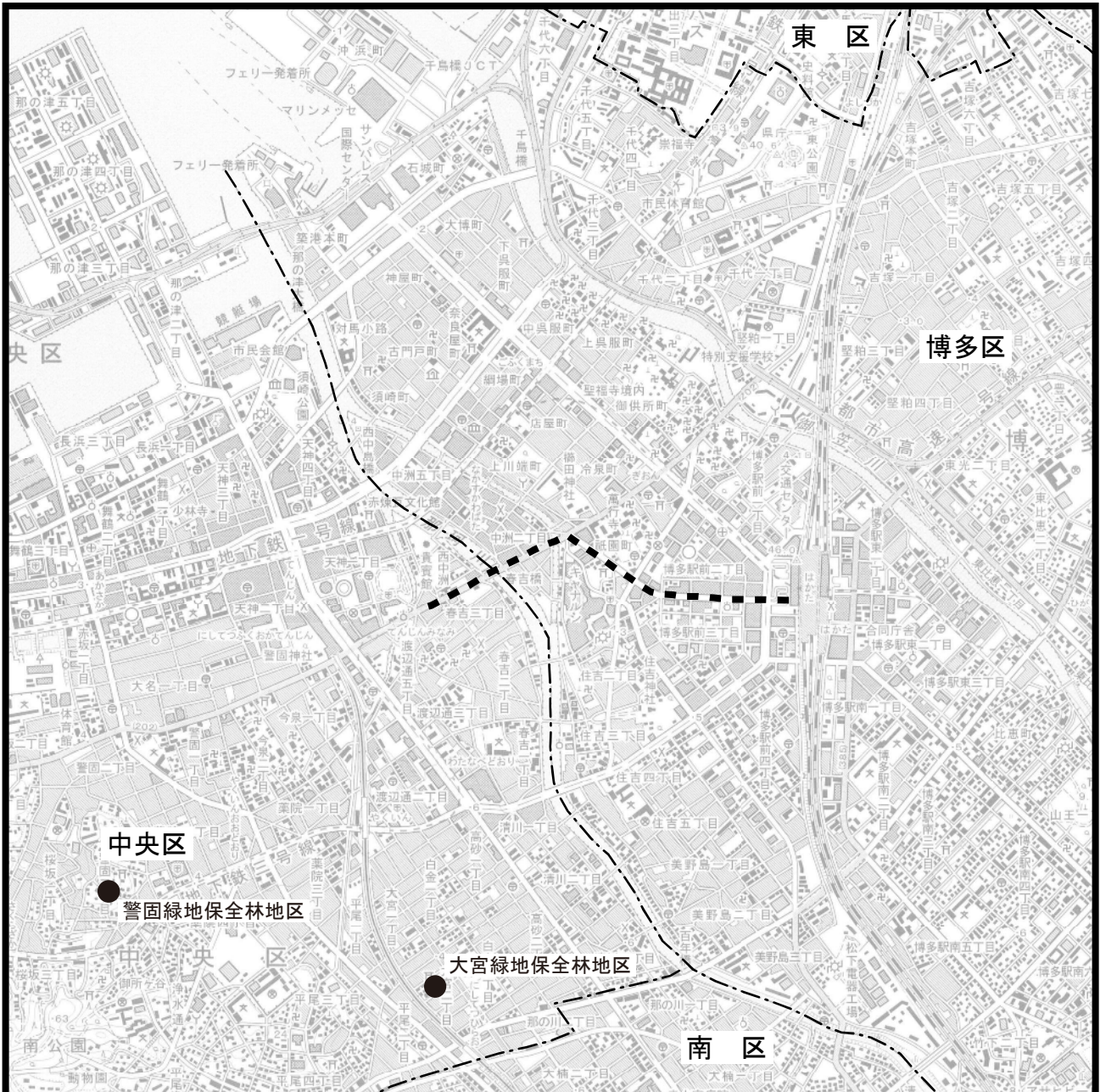


1 : 25,000



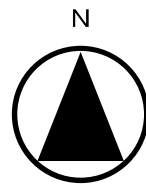
出典：「福岡都市計画総括図」（平成 24 年 5 月 福岡市）

図 2.2-17 特別緑地保全地区の位置図

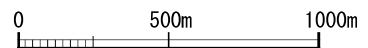


凡例

- 対象事業実施区域
- 緑地保全林地区

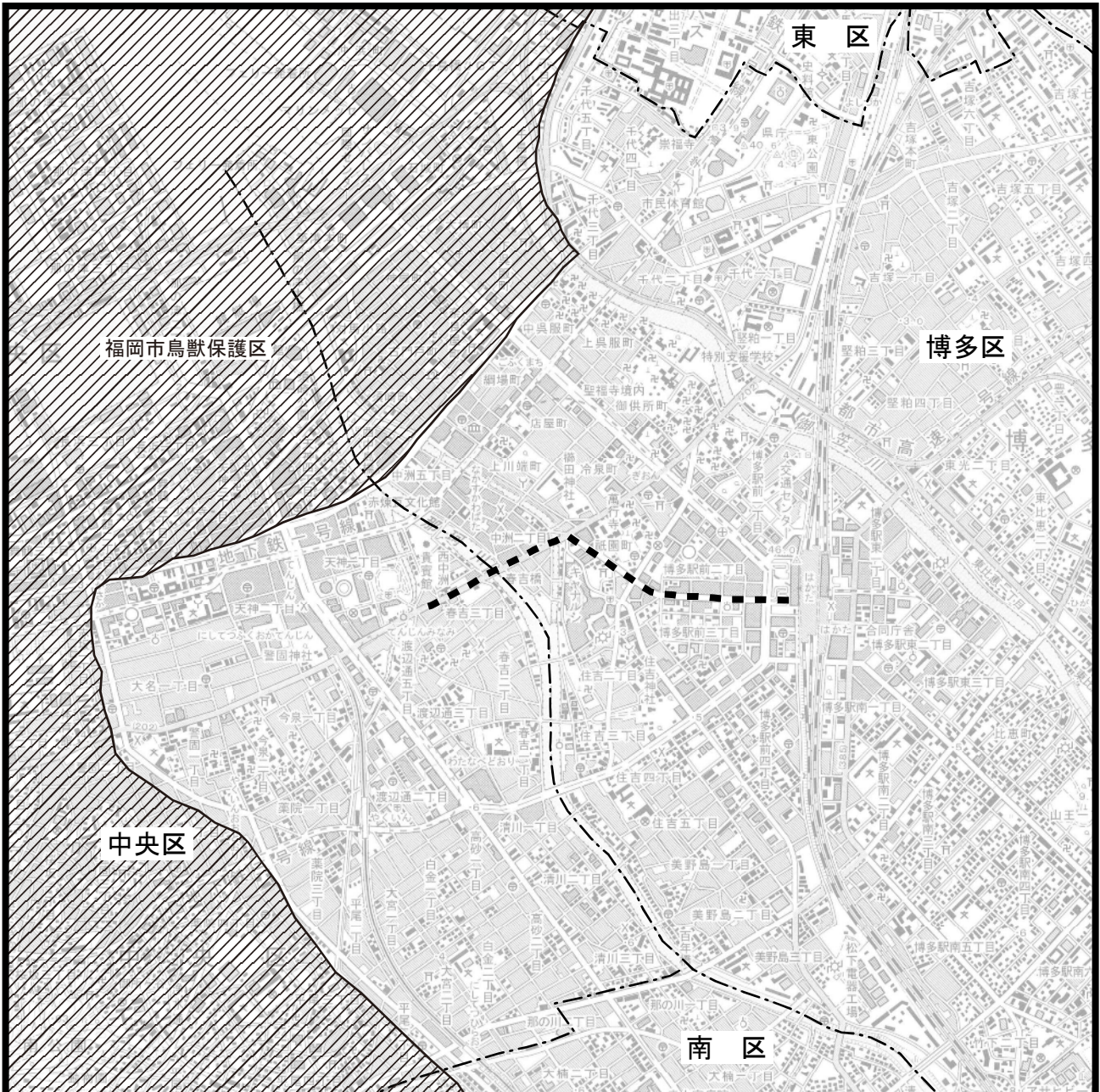


1 : 25,000



出典：「福岡都市計画総括図」（平成 24 年 5 月 福岡市）

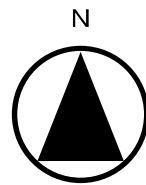
図 2.2-18 緑地保全林地区の位置図



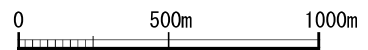
凡例

----- 対象事業実施区域

 鳥獣保護区

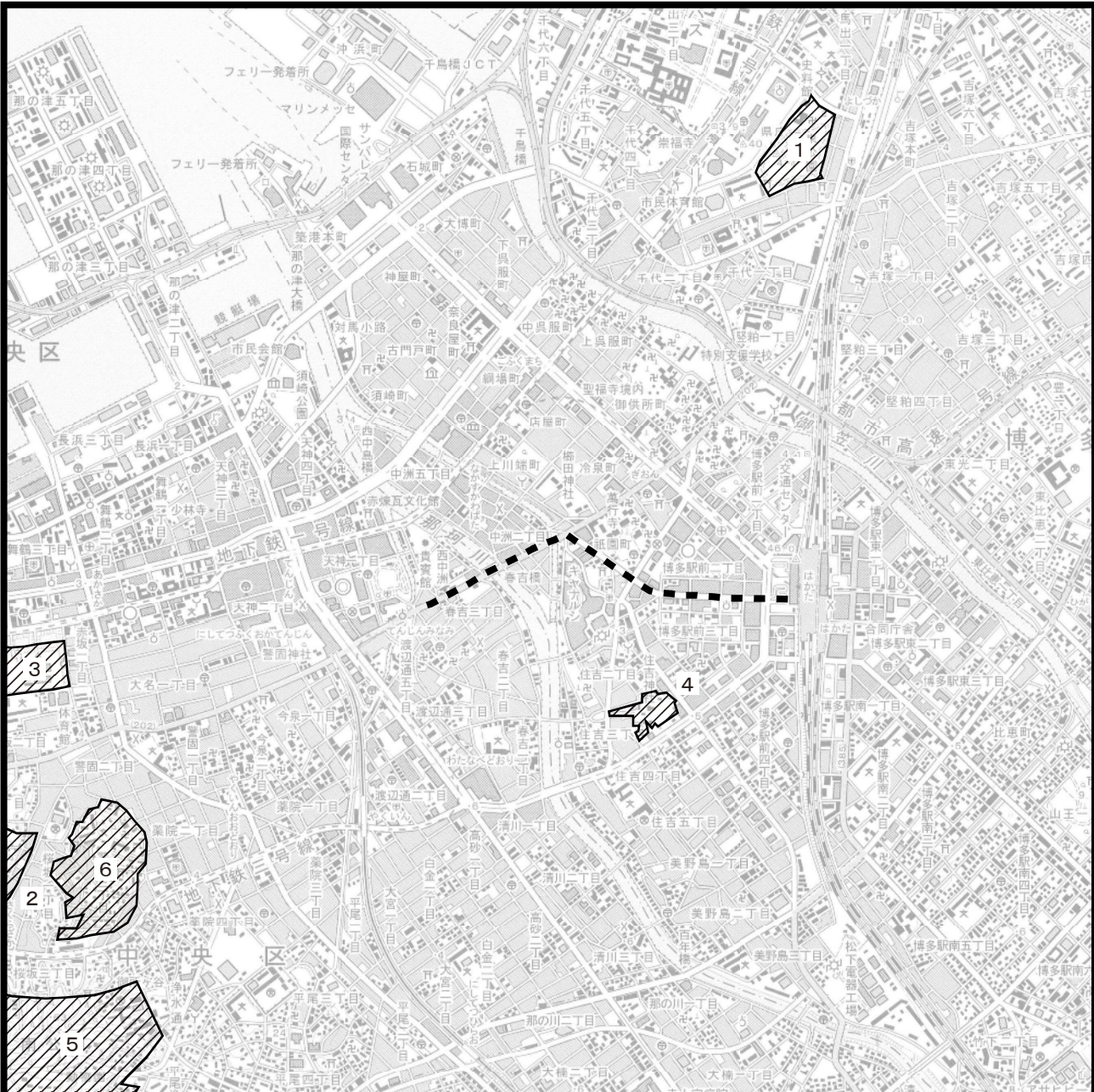


1 : 25,000



出典：「福岡県鳥獣保護区等位置図」（平成 23 年 10 月 福岡県）

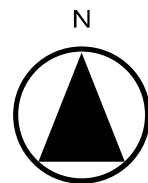
図 2.2-19 鳥獣保護区等の位置図



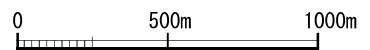
凡 例

----- 対象事業実施区域

▨ 風致地区

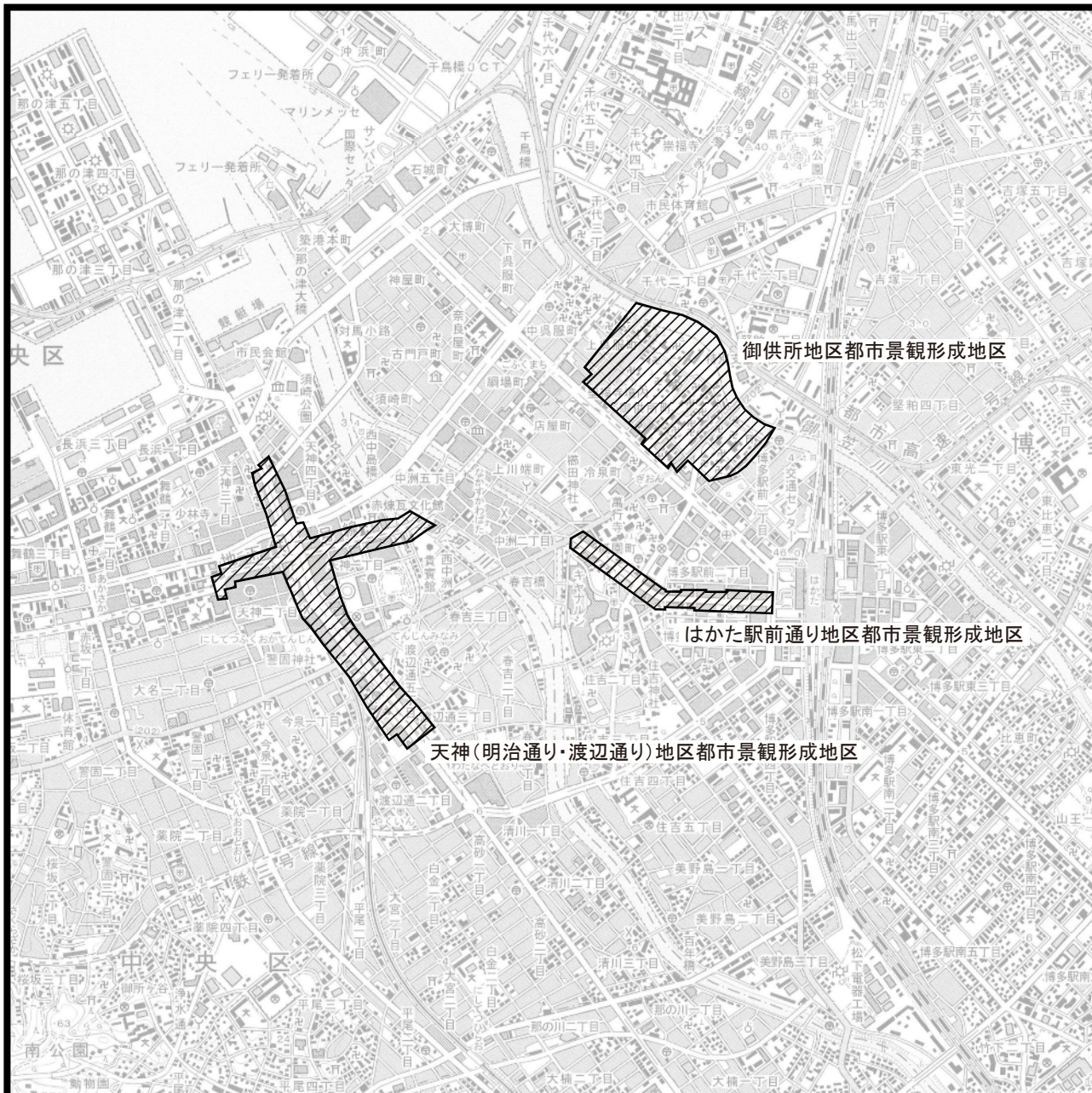


1 : 25,000




出典：「福岡都市計画総括図」（平成 24 年 5 月 福岡市）

図 2.2-20 風致地区の位置図

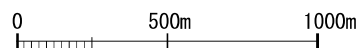


凡 例

- 対象事業実施区域
-  都市景観形成地区



1 : 25,000



出典：「福岡都市計画総括図」（平成 24 年 5 月 福岡市）

図 2.2-21 都市景観形成地区の位置図

(4) 指定された地域等の存在しないもの

対象事業実施区域及びその周辺には、以下の法令等により指定された地域等は存在しません。

a. 「自然公園法」の規定により指定された国立公園及び国定公園

「自然公園法」（昭和 32 年 6 月 1 日 法律第 161 号 最終改正 平成 23 年 8 月 30 日法律第 105 号）に基づき、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進をはかり、国民の保健、体育および教化に資することを目的として、指定された国立公園及び国定公園。

b. 「福岡県立自然公園条例」の規定により指定された県立自然公園

「福岡県立自然公園条例」（昭和 38 年 3 月 23 日 福岡県条例第 25 号 最終改正 平成 24 年 3 月 28 日 福岡県条例第 25 号）に基づき、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進をはかることを目的として、指定された県立自然公園。

c. 「自然環境保全法」の規定により指定された原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域

「自然環境保全法」（昭和 47 年 6 月 22 日 法律第 85 号 最終改正 平成 23 年 8 月 30 日 法律第 105 号）に基づき、自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、広く国民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の国民にこれを継承できるようにし、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として指定された原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域。

d. 「福岡県環境保全に関する条例」の規定により指定された県自然環境保全地域及び野生動物保護地区

「福岡県環境保全に関する条例」（昭和 47 年 10 月 18 日 福岡県条例第 28 号 最終改正 平成 23 年 2 月 28 日 福岡県条例第 12 号）に基づき、環境の保全を総合的に推進し、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として指定された（県）自然環境保全地域及び野生動植物保護地区。

e. 「福岡県自然海浜保全地区条例」の規定により指定された県自然海浜保全地区

「福岡県自然海浜保全地区条例」（昭和 55 年 7 月 17 日 福岡県条例第 24 号 最終改正 平成 17 年 3 月 30 日福岡県条例第 22 号）に基づき、自然海浜保全地区の指定、自然海浜保全地区内における行為の届出等に関し必要な事項を定めることにより、自然海浜の保全及び適正な利用を図り、もって県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として指定された（県）自然海浜保全地区。

f. 「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）」の規定により指定された世界遺産

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成4年9月28日 条約7号）に基づき、顕著で普遍的な価値を有する遺跡や自然地域などを、人類のための世界の遺産として保護、保存し、国際的な協力及び援助の体制を確立することを目的とし、世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域。

g. 「生産緑地法」の規定により指定された生産緑地地区

「生産緑地法」（昭和49年6月1日 法律第68号 最終改正 平成23年8月30日 法律第105号）に基づき、生産緑地地区に関する都市計画に関し必要な事項を定めることにより、農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的として指定された生産緑地地区。

h. 「福岡市緑地保全と緑化推進に関する条例」の規定により指定された市民緑地

「福岡市緑地保全と緑化推進に関する条例」（昭和49年4月1日 福岡市条例第32号 最終改正 平成17年3月31日福岡市条例第57号）に基づき、都市における緑地が市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることに鑑み、良好な都市環境の形成を図る事を目的として指定された市民緑地。

i. 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の規定により指定された生息地等保護区

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年6月5日 法律第75号 最終改正 平成23年8月30日 法律第105号）に基づき、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、国内希少野生動植物種の保存のため指定された生息地等保護区の区域。

j. 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の規定により指定された休猟区及び特定猟具使用禁止区域

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成14年7月12日 法律第88号 最終改正 平成23年12月14日 法律第122号）に基づき、鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的として指定された休猟区及び特定猟具使用禁止区域。

k. 「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）」の規定により指定された登録簿に掲げられる湿地の区域

「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和 55 年 10 月加入 最終改正 平成 6 年 5 月 1 日施行）に基づき、広く水辺（湿原、湖、溪流、浅い海などの水域）の自然生態系を保全することを目的として指定された登録簿に掲げられる湿地の区域。

l. 「景観法」の規定により指定された景観地区及び準景観地区

「景観法」（平成 16 年 6 月 18 日 法律第 110 号 最終改正 平成 23 年 12 月 14 日 法律第 122 号）に基づき、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とした景観地区及び準景観地区。

m. 「森林法」の規定により指定された保安林

「森林法」（昭和 26 年 6 月 26 日 法律第 249 号 最終改正 平成 23 年 6 月 24 日 法律第 74 号）の規定により指定された保安林のうち、公衆の保健または名所若しくは旧跡の風致の保存のために指定された保安林。

n. 「海岸法」の規定により指定された海岸保全区域

「海岸法」（昭和 31 年 5 月 12 日 法律第 101 号 最終改正 平成 23 年 5 月 2 日 法律第 37 号）に基づき、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土の保全に資することを目的として指定された海岸保全区域。

o. 「砂防法」の規定により指定された砂防指定地

「砂防法」（明治 30 年 3 月 30 日 法律第 29 号 最終改正 平成 22 年 3 月 31 日 法律第 20 号）に基づき、砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは規制すべき土地として指定された砂防指定地。

p. 「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年 7 月 1 日 法律第 57 号 最終改正 平成 17 年 7 月 6 日 法律第 82 号）に基づき、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置を講じ、もって民生の安定と国土の保全とに資することを目的として指定された急傾斜地崩壊危険区域。

q. 「地すべり等防止法」の規定により指定された地すべり防止区域

「地すべり等防止法」（昭和 33 年 3 月 31 日 法律第 30 号 最終改正 平成 23 年 8 月 30 日 法律第 105 号）に基づき、地すべり及びぼた山の崩壊を防止し、もって国土の保全と民生の安定に資することを目的として指定された地すべり防止区域。

r. 「工業用水法」の規定により指定された地下水の採取規制地域

「工業用水法」（昭和 31 年 6 月 11 日 法律第 146 号 最終改正 平成 12 年 5 月 31 日 法律第 91 号）に基づき、工業用水の合理的な供給を確保するとともに、地下水の水源の保全を図り、もってその地域の工業の健全な発達と地盤の沈下の防止に資することを目的として指定された地下水の採取規制地域。

s. 「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」の規定により指定された地下水の採取規制地域

「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年 5 月 1 日 法律第 100 号 最終改正 平成 12 年 5 月 31 日 法律第 91 号）に基づき、建築物用地下水の採取について地盤の沈下の防止のため必要な規制を行なうことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的として指定された建築物用地下水の採取を規制する地域。

2.2.5 その他の事項

ア. 公害苦情の発生状況

対象事業実施区域及びその周辺における平成 22 年度の公害苦情の発生状況は、表 2.2-48 に示すとおりです。

福岡市、博多区、中央区それぞれ騒音の苦情件数が最も多い結果となっています。

表 2.2-48 公害苦情の処理件数（平成 22 年度）

区分 地域	大気汚染 (件)	水質汚濁 (件)	騒音 (件)	振動 (件)	悪臭 (件)	その他 (件)	合計 (件)
福岡県	784	439	525	22	569	1,571	3,910
福岡市	139	56	178	14	100	29	516
博多区	17	12	29	4	17	1	80
中央区	10	1	33	3	11	2	60

出典：「平成23年版 環境白書」（平成23年12月、福岡県）
「福岡市統計書（年報）平成23年（2011年版）」（平成24年3月、福岡市）

イ. 廃棄物

(7) 廃棄物等に係る関係法令等の状況

廃棄物の定義や処理責任の所在、処理方法・処理施設・処理業の基準等を定めた「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日 法律第 137 号 最終改正：平成 23 年 12 月 14 日 法律第 122 号）」が定められています。

同法は、廃棄物を「自ら利用したり他人に売ったりできないため不要になったもので、固形状または液状のもの」と定義し、産業廃棄物と一般廃棄物に分類しています。廃棄物の処理については、産業廃棄物は排出事業者が処理責任をもち、事業者自らか、または排出事業者の委託を受けた許可業者が処理するとされています。また、一般廃棄物は市町村が処理の責任をもつこととされています。

(4) 廃棄物等の再利用の現況

平成 21 年度における市内の産業廃棄物の発生量は、約 117 万トンとなっており、平成 20 年度に比べ 20 万トン（約 15%）減少しています。種類別の発生量は、がれき類が約 69 万 3 千トン、汚泥が約 20 万 7 千トンであり、この 2 種類で全体の 3/4 を占めています。一方、市内の特別管理産業廃棄物の発生量は、約 7 千 1 百トンとなっています。

また、産業廃棄物中間処理の状況については、市内で 77 万トンが処理され、このうち最も多いがれき類の 9 割以上が再生利用される等、産業廃棄物の減量化及び再生利用が行われています。

さらに、市内の最終処分場において埋立処分される量は、約 8 万 6 千トンであり、平成 20 年度に比べ約 4 万 8 千トン（35.8%）減少しています。

(ウ) 廃棄物等の処理施設等の状況

福岡市に設置されている「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号 最終改正 平成 23 年 12 月 14 日 法律第 122 号）第 15 条に規定される産業廃棄物処理施設は福岡市に 68 施設（移動式を含む。）であり、そのうち事業者の自己処理施設は 10 施設です。また、残土の福岡市指定処分場は 3 施設です（平成 24 年 2 月 17 日現在）。

なお、対象事業実施区域では、中間処理施設及び残土の福岡市指定処分場は存在しません。

ウ. 対象事業を実施するに当たって必要とされる許可、認可、承認その他の処分及び届出であって法令（条例を含む。以下同じ。）の規定に基づくものの名称

対象事業を実施するに当たって必要とされる主な許可、認可、承認などについては、表 2.2-49 に示すとおりです。

表 2.2-49 対象事業の実施に必要とされる許可・認可・承認など

許認可等	法
都市計画決定	都市計画法
鉄道事業許可	鉄道事業法
道路の占用の許可	道 路 法

エ. 福岡市環境基本計画その他の環境に関する施策の適用状況とその内容

(7) 福岡市 新・基本計画

福岡市は、新しい福岡づくりの基本方向として「自由かつ達で人輝く自治都市・福岡をめざして～九州、そしてアジアの中で～」を掲げ、平成 27 年を目標年次とした「福岡市新・基本計画」を平成 15 年 3 月に策定しています。

この計画は、大転換・大変革の時代を迎えており、自ら福岡、九州、そしてアジアの現状を見つめ、独自の都市経営の方向を明らかにし、勇気を持って新時代のまちづくりに挑戦していくために策定したものです。

(4) 福岡市環境基本計画（第二次）

福岡市では、「ときを超えて人が環境と共に生きるまち」を実現するために、ごみ減量・リサイクルや温暖化対策、自動車交通公害対策、自然環境の保全などの取り組みをより一層推進するため、平成 27 年度までを計画期間とした「福岡市環境基本計画（第二次）」を平成 18 年 7 月に策定しています。

この計画は、福岡市環境基本条例（平成 8 年 9 月 26 日 福岡市条例第 41 号）第 7 条に定められた環境の保全及び想像に関する基本的な計画であり、また「福岡市新・基本計画」（平成 15 年 3 月）を環境面から総合的・計画的に推進するための基本指針となるものです。

(ウ) 新循環のまち・ふくおか基本計画

福岡市では、平成 23 年 12 月に「新循環のまち・ふくおか基本計画－福岡市一般廃棄物処理基本計画－」を策定しています。

基本計画では、循環型社会をつくるために「低炭素社会」や「自然共生社会」への配慮や循環型社会ビジネス振興など、新たな視点も加味した一般廃棄物の処理に関する計画であり、ごみをできるだけ出さない取り組みや、資源として利用する取り組みを進めるための基本的な方向性を定めています。

基本計画の目標として、平成 37 年度のごみ処理量の目標を 47 万 t（平成 21 年度に対し 11 万トン削減）とし、ごみのリサイクル率の目標は 38%（平成 21 年度に対し 10%削減）を達成することとしています。

(イ) 福岡市地球温暖化対策地域推進計画（第三次）

福岡市では、市民・事業者・行政それぞれの協働のもとに、地球温暖化防止に向けて取り組むための計画として、平成 6 年 3 月に、福岡市地球温暖化対策地域推進計画を策定し、地球温暖化対策を推進してきました。

その後、平成 9 年 12 月の地球温暖化防止京都会議（COP3）における京都議定書の採択など地球環境問題を取り巻く状況の変化を受け、平成 13 年 3 月、ふくおか 2010 アクションプラン（第二次福岡市地球温暖化対策地域推進計画）を策定しました。

しかし、平成 16 年度の温室効果ガス排出量は、京都議定書の基準年度（平成 2 年度）と比べ 23%増加しており、このまま対策を講じない場合、2010 年度には約 38%増加すると予測されたため、各主体が連携して、より実効性の高い施策の展開が必要なことから、平成 18 年 7 月、福岡市地球温暖化対策地域推進計画（第三次）を策定しました。

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年 10 月 9 日 法律第 117 号 最終改正 平成 23 年 6 月 14 日 法律第 74 号）第 20 条に規定される「その区域の自然社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実現するように努める」ための計画で、「福岡市環境基本条例」に定められた「福岡市環境基本計画」を推進するための地球温暖化対策についての部門別計画として位置づけられます。

(オ) 福岡市自動車交通公害防止計画（第三次）

福岡市では、自動車交通公害防止のための各種対策を総合的かつ計画的に推進するため、平成5年に「福岡市環境基本計画」の部門別計画となる「福岡市自動車交通公害防止計画」を策定し、その後、社会動向の変化に的確に対応し、引き続き自動車交通公害防止対策を総合的かつ計画的に推進していくため、平成14年4月に「第二次福岡市自動車交通公害防止計画」を策定しました。第二次計画の中間目標年度を迎え、第二次計画に掲げた目標の達成状況や施策の進捗状況を点検するとともに、市内外における取り組みの動向を踏まえながら、計画に掲げた目標の達成状況や施策の進捗状況を点検するとともに、現状における問題点・課題を明確にし、より有効な対策を講じていくため、平成18年7月「福岡市自動車交通公害防止計画（第三次）」を策定しています。

福岡市自動車交通公害防止計画に基づき、実施される各種の施策については、公害防止計画の施策との整合を図ることとなっています。

(カ) 福岡市環境配慮指針（改訂版）

福岡市環境配慮指針は、公共の都市基盤整備事業や民間の開発事業の「構想」「計画」「実施」にあたり、環境に配慮すべき事項を具体的に示し、これらの事業が環境と調和のとれたまちづくりへと誘導するための指針として平成4年3月に策定しました。

この指針は、平成19年2月に改訂し、福岡市環境影響評価条例に係る事業の事前配慮や事前調査への活用や各種開発事業など環境に影響を及ぼすおそれのある事項における環境への配慮の指針として活用されています。

この指針の中で、事業別環境配慮事項は、市内で実施される開発事業等を11区分し、自己チェックポイント、環境配慮事項から構成される環境配慮マトリックスによって整理されています。

環境特性では、それぞれの事業と環境との関わり方を明らかにし、「計画」「工事」「供用・管理」といった事業進行の各段階に応じて事業対象地の特性、施工内容・工事の特性などを自己チェックポイントを用いてチェックし、それとともにスコーピング（対象項目の絞り込み）の手法により、適切な環境配慮事項を検討できるように、取りまとめています。